



金融庁月刊オンライン広報誌

アクセスFSA 第83号 (2010年3月)

<http://www.fsa.go.jp/access/index.html>



東京証券取引所訪問
(1月16日)



年度末金融の円滑化に関する意見交換会
(3月2日)

目次

【トピックス】

- 金融・資本市場にかかる制度整備について…………… 2
- 公認会計士制度に関する懇談会について…………… 5
- 「国際的に活動する銀行に関する規制改革案（バーゼル委市中協議文書の概要）」について…………… 5
- 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要について…………… 7
- 「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件緩和の状況について（平成21年7～9月期）…………… 9

【特集】

- 第6回国際コンファレンスの開催について ―世界同時金融危機下のアジア金融セクターの視点―（平成22年1月21日開催）…………… 10

【法令解説等】

- 平成21年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について及び平成21年金融商品取引法等の一部改正等に係る企業内容等の開示制度における内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果について…………… 12

【お知らせ】…………… 19

【金融ここが聞きたい！】…………… 22

【1・2月の主な報道発表】…………… 24

【トピックス】

金融・資本市場にかかる制度整備について

今次の世界的な金融危機を受け、店頭デリバティブ取引やヘッジファンドなどに関して海外・国内において様々な議論が行われています。こうした各般の議論や我が国の実態を踏まえ、我が国として対応すべき諸課題について、平成 22 年通常国会に向けた具体的検討を開始することとし、昨年 11 月 13 日、「金融・資本市場に係る制度整備について」において、①店頭デリバティブ取引に関する規制、②ヘッジ・ファンドに関する規制、③証券決済・清算態勢の強化、④証券会社の連結規制等、⑤投資家保護・取引の公正の確保の各項目について、市場関係者等から適宜調査等を行うこととしました。昨年 12 月 17 日には、市場関係者等からの実態調査も踏まえ、国際的な議論や我が国の金融システム・金融業の実情に照らし、的確な対応を行う等の視点に立って、「[金融・資本市場に係る制度整備についての骨子\(案\)](#)」を公表し、同骨子案について市場関係者等との意見交換を行う等、更に広く意見を募集しました。

本年 1 月 21 日に発表した「金融・資本市場に係る制度整備について」は、これらの意見を踏まえてとりまとめたものです。また、ファンド販売業者や信託会社等に対して行政処分が行われた場合等において、当局がファンド販売業者等の破産手続開始や新受託者の選任等を申し立てる権限が設けられていないことから、投資者の被害が拡大する等の事態が発生しています。従って、投資家保護・受益者保護の観点から、こうした事態に対応するための制度整備を併せて行うこととしています。

具体的には、以下の内容となっており、今後、これらについて、平成 22 年通常国会への法案提出を含め、制度整備に向けた取組みを行って参ります。

<金融・資本市場に係る制度整備の概要>

I. 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上

(1) 清算集中の対象及び清算機関制度

- ・ 取引量が多額な店頭デリバティブ取引（現状、金利スワップ取引のプレーン・バニラ型）について、国内清算機関、リンク方式、外国清算機関への清算集中義務を課すこととしています。
- ・ 我が国法制下での執行と密接に関連し、一定の取引規模がある店頭デリバティブ取引（現状、CDS の指標取引のうち iTraxx Japan）について、国内清算機関への清算集中義務を課すこととしています。
- ・ 外国清算機関のリンク参入及び直接参入に当たっては、以下を参入要件とする国内清算機関制度に準じた制度を整備し、当局が継続的に監督することとしています。
 - － 値洗い等のリスク極小化機能について国内清算機関と代替性が高い執行・運用体制を整備していること
 - － 外国当局の適切な監督下にあること
- ・ 清算集中義務の対象業者は、取引規模の大きい金融商品取引業者等とすることとしています。
- ・ 国内清算機関に対する主要株主規制及び資本金規制を導入することとしています。

(2) 取引情報の保存・報告

取引情報蓄積機関、清算機関、金融機関から当局への店頭デリバティブ取引情報の提出を可能とする制度を構築することとしています。

II. 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化

(1) 国債取引の決済リスク削減

市場関係者において、以下の取組みに関し、本年前半を目途とする工程表の作成・公表を目指すべきであるとしています。併せて、国債取引の清算集中を法令上措置することを検討することとしています。

- ・ 日本国債清算機関の利用拡大を図るための態勢強化を行うこと。
- ・ 決済期間の短縮、フェイル発生時の取扱いルール確立・普及を図ること。

(2) 貸株取引に係る証券決済・清算態勢の強化

関係者において、清算集中又はDVP決済のルール化の時期を含む工程表を早急に作成・公表すべきであるとしています（本年中を一つの目途）。

(3) 我が国の清算機関の体制のあり方

金融商品毎に清算機関が分立している状況（5機関に分立）の改善を図るべく、市場関係者による、各金融商品を通じた清算体制の整合性に配慮した検討が望まれるとしています。

III. 証券会社の連結規制・監督等

(1) 証券会社の連結規制・監督の導入

- ・ 一定以上の総資産額を有する証券会社については、当該証券会社とその子会社を対象とする連結規制・監督を行うこととしています。
- ・ その中で、グループ全体の業務・リスク状況の把握が必要と判断される者については、親会社等を含むグループ全体の連結規制・監督を行うこととしています。ただし、他業法によるグループ全体の連結規制・監督が行われている場合には重複規制を避けるとともに、親会社が外国当局による規制・監督を受けている場合や、証券会社と一体的に業務を運営しているとは認められない場合には、実情を踏まえ適切な対応を行うこととしています。

(2) 金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化

金融商品取引業者の適切な業務運営等の確保のために必要な場合に、主要株主のうち議決権の過半数を保有する者に対する措置命令を可能とすることとしています。

(3) 保険会社の連結財務規制

保険契約者等の保護を図る観点から、保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループ全体を対象とする連結財務健全性基準を導入することとしています。

IV. ヘッジ・ファンド規制

(1) 登録対象の拡充等

我が国のヘッジ・ファンド運用者は、金融商品取引法上の登録投資運用業者等として規制されている実態にあり、届出対象となっているプロ向け集団投資スキームも実態としてヘッジ・ファンドに該当するものは確認されていないことから、登録対象に変更する必要はないとしています。

(2) ファンドのリスク管理状況に係る報告事項等の拡充

国際的な議論を踏まえ、また、運用者の事業実態を勘案しつつ、ヘッジ・ファンド運用者からの報告事項の拡充を各国と協調して行うこととしています。

V. 投資家保護・取引の公正等の確保

(1) 地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し

地方公共団体について、投資家保護の一層の充実の観点から、「アマへ移行可能なプロ」から「プロへ移行可能なアマ」に分類を変更することとしています。

(2) デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方

デリバティブ取引一般を不招請勧誘の禁止の対象とすべきかどうかについて、市場関係者等と引き続き意見交換を行い、本年前半を目途に結論を得よう検討することとしています。

(3) 金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備

破産手続開始の原因となる事実がある場合において、当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を一部の金融商品取引業者（証券会社）から金融商品取引業者全般に拡大することとしています。

(4) 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者の選任等の申立権の整備

信託業の免許・登録の取消し等が行われた場合の新受託者等の選任等について、当局による申立てを可能とすることとしています。

VI. その他

○ 空売り報告制度の整備

将来における空売りポジション報告・公表制度の恒久化について、①価格規制のあり方、②店頭取引を含むデリバティブ取引のポジションを報告対象とすること及び報告方法、③公表内容についてどう考えるかを含め、引き続き総合的に検討することとしています。

金融・資本市場に係る制度整備について(要旨)

平成22年1月21日
金 融 庁

I. 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上

- 清算集中の対象及び清算機関制度
 - ・取引量が多額な店頭デリバティブ取引(現状、金利スワップ取引のプレーン・バニラ型)について、国内清算機関、リンク方式、外国清算機関への清算集中義務を課す
 - ・我が国法制化での執行と密接に関連し、一定の取引規模がある店頭デリバティブ取引(現状、CDSの指標取引のうちiTraxx Japan)について、国内清算機関への清算集中義務を課す
 - ・外国清算機関のリンク参加及び直接参加に当たっては、下記を参加要件とする国内清算機関制度に準じた制度を整備し、当局が継続的に監督する
 - ー値洗い等のリスク極小化機能について国内清算機関と代替性が高い執行・運用体制を整備していること
 - ー外国当局の適切な監督下にあること
 - ・清算集中義務の対象業者は、取引規模の大きい金融商品取引業者等とする
 - ・国内清算機関に対する主要株主規制及び資本金規制を導入する
- 取引情報の保存・報告
 - 取引情報蓄積機関、清算機関、金融機関から当局への店頭デリバティブ取引情報の提出を可能とする制度を構築

II. 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化

- 国債取引の決済リスク削減
 - 市場関係者において、以下の取組に関し、本年前半を目途とする工程表の作成・公表を目指す。併せて、国債取引の清算集中を法令上措置することを検討する
 - ・日本国債清算機関の利用拡大を図るための態勢強化を行う
 - ・決済期間の短縮、フェイル発生時の取扱いルール確立・普及を図る
- 貸株取引に係る証券決済・清算態勢の強化
 - 関係者において、清算集中又はDVP決済のルール化の時期を含む工程表を早急に作成・公表する(本年中を一つの目途)
- 我が国の清算機関の体制のあり方
 - 金融商品毎に清算機関が分立している状況(5機関に分立)の改善を図るべく、市場関係者による、各金融商品を通じた清算体制の整合性に配慮した検討が望まれる

III. 証券会社の連結規制・監督等

- 証券会社の連結規制・監督の導入
 - ・一定以上の総資産額を有する証券会社については、当該証券会社とその子会社を対象とする連結規制・監督を行う
 - ・その中で、グループ全体の業務・リスク状況の把握が必要と判断される者については、親会社等を含むグループ全体の連結規制・監督を行う。ただし、他業法によるグループ全体の連結規制・監督が行われている場合には重複規制を避けるとともに、親会社が外国当局による規制・監督を受けている場合や、証券会社と一体的に業務を運営しているとは認められない場合には、実情を踏まえ適切な対応を行う
- 金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化
 - 主要株主のうち議決権の過半数を保有する者に対する措置命令を可能とする
- 保険会社の連結財務規制
 - 保険会社・保険持株会社グループに係る連結財務健全性基準を導入する

IV. ヘッジ・ファンド規制

- 登録対象の拡充等
 - 我が国のヘッジ・ファンド運用者は、金融商品取引法上の登録投資運用業者等として規制されている実態にあり、届出対象となっているプロ向け集団スキームも実態としてヘッジ・ファンドに該当するものは確認されていないことから、登録対象に変更しない
- ファンドのリスク管理状況に係る報告事項等の拡充
 - ヘッジ・ファンド運用者からの報告事項の拡充を各国と協調して行う

V. 投資家保護・取引の公正等の確保

- 地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し
 - 地方公共団体について、投資家保護の一層の充実の観点から、「アマへ移行可能なプロ」から「プロへ移行可能なアマ」に分類を変更する
- デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方
 - デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘の禁止の対象とすべきかどうかについて、市場関係者等と引き続き意見交換を行い、本年前半を目途に結論を得よう検討する
- 金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備
 - 破産手続開始の原因となる事実がある場合において、当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を一部の金融商品取引業者(証券会社)から金融商品取引業者全般に拡大する
- 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備
 - 信託業の免許・登録の取消し等が行われた場合の新受託者等の選任等について、当局による申立てを可能とする

VI. その他

- 空売り報告制度の整備
 - 将来における恒久化について、①価格規制のあり方、②店頭取引を含むデリバティブ取引のポジションを報告対象とすること及び報告方法、③公表内容についてどう考えるかを含め、引き続き総合的に検討する

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から [「金融・資本市場に係る制度整備について」\(平成 22 年 1 月 21 日\)](#) にアクセスしてください。

公認会計士制度に関する懇談会について

公認会計士については、監査業界のみならず経済社会の幅広い分野で活躍することが期待されているとの考え方にに基づき、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度となるよう、平成 15 年に公認会計士法が改正され、平成 18 年より新しい試験制度のもとで公認会計士試験が実施されています。

しかし、現状においては、合格者の経済界等への就職は進んでおらず、社会人の受験者・合格者についても十分増加していない、また、実務経験を得られず試験に合格しても公認会計士の資格を取得できないおそれが高まるなど、様々な課題が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、公認会計士試験・資格制度等についての検討を開始するため、「公認会計士制度に関する懇談会」を昨年 12 月に設置しました。

昨年 12 月に開催した第 1 回の懇談会では、座長である大塚副大臣、座長代理である田村政務官の挨拶の後、事務局から公認会計士制度の概要と最近の活動状況などについて説明を行い、その後、自由討議が行われました。

また、本年 1 月に開催した第 2 回の懇談会では、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、資格指導校・専門学校からそれぞれ意見表明が行われ、それに対する質疑応答や自由討議が行われました。

今後は更に議論を進め、本年央を目途に一定のとりまとめを行う予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」から [「公認会計士制度に関する懇談会」](#) にアクセスしてください。

「国際的に活動する銀行に関する規制改革案 (バーゼル委市中協議文書の概要)」について

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、昨年 12 月 17 日、国際的に活動する銀行に関する自己資本規制の強化に向けたバーゼルⅡの見直し案及び新たな流動性規制の導入に向けた規制案を発表しました。

【1. 背景・経緯】

バーゼル委は昨年 12 月 17 日、国際的に活動する銀行に関する一連の規制改革案を発表しました。本規制改革案は、昨年 4 月の G20・ロンドン・サミットで合意され、その後 9 月のピッツバーグ・サミットで改めて確認が行われた、銀行資本の質と量の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制するための国際的なルール及び国際的な流動性に関する基準の原案との位置付けです。

米国サブプライム問題に端を発した今般の金融危機は、その後のリーマン・ブラザーズの破綻や、欧米大手行に対する公的資金の注入など、世界的な金融・経済危機へとその後発展し、世界経済は未だに今般の危機から完全には脱却できていません。こうした危機の発端となった銀行のリスク捕捉の問題に早急に対処するため、バーゼル委は昨年 7 月に、金融危機の主な要因となった再証券化商品のリスク・ウェイトの引上げやトレーディング勘定の取扱いの強化などを発表しました（[「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅡの枠組みの強化に関する最終文書の公表について」\(平成 21 年 7 月 14 日\)](#) でプレス・リリースの原文、仮訳及び説明資料等を公表しています。）。今般発表された一連の規制改革案は、昨年 7 月の見直しに加え、金融危機の再発防止に向けた、中長期的な銀行の健全性及びリスク管理の強化を目的とした包括的な規制改革案です。

【2. 市中協議文書の要素】

本規制改革案は、大きく分けて①自己資本の質、一貫性及び透明性の向上、②リスク捕捉の強化（カウンターパーティ・リスクの取扱いの強化等）、③レバレッジ比率規制（補完的指標）の導入、④プロシクリシティ（景気循環増幅効果）の抑制、⑤流動性規制の新たな導入の5つの見直しに分類されています（各パートの説明資料は[バーゼル銀行監督委員会による銀行セクターの強靱性を強化するための市中協議文書の公表について（平成 21 年 12 月 17 日）](#)で公表しています）。市中協議文書に対するコメントは本年 4 月 16 日までバーゼル委事務局にて受け付けています。

【3. 市中協議文書の位置付けと規制実施のあり方】

バーゼル委では、各見直し案について引き続き複数の選択肢を検討しています。本提案はそのうちの一つの選択肢で、本提案がそのまま国際的に活動する金融機関に導入されるわけではありません。また、バーゼル委では、本提案全体の影響度を包括的に分析するため、本年 2 月より各国の銀行から必要なデータを収集し、定量的影響度調査（QIS）の実施を予定しています。バーゼル委では、QIS の結果及び市中協議文書に寄せられたコメントを踏まえ、改めて規制改革案に関する検討を本年後半に行い、本年末までに新しい規制改革案を最終決定する予定です。

規制改革案の最終化に向けた作業の中には、市中協議文書の中では示されていない各規制案に関する水準の調整作業も含まれますが、こうした作業は一連の規制改革案に関する全ての要素を勘案した上で行われる予定です。その際には本規制案が銀行の貸出行動や実体経済に与える影響等が幅広く考慮されることになっています。また、本規制案の実施については、ピッツバーグ・サミットで合意されたとおり、2010 年末までを目標としつつも、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行われる予定で、金融市場の安定及び持続的な経済成長と整合的な形で新しい規制を実施することが確保されています。

さらに、規制の実施に当たっては、現行規制からの円滑な移行を確保するため、新規制の適切な段階的实施に向けた措置や、グランドファザリング（新規制実施後も、既存の取扱いを一定期間認めること）を十分に長期に亘り設定する予定です。

このように、今後、市中からのコメント及び QIS の結果を踏まえ、最終的な規制案の策定に向けた検討がバーゼル委にて行われることになっていますが、併せて実体経済に悪影響を与えない形で具体的にどのように新規制を実施に移していくかについても、バーゼル委において今後検討が行われる予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「国際関連情報」から[バーゼル銀行監督委員会による銀行セクターの強靱性を強化するための市中協議文書の公表について（平成 21 年 12 月 17 日）](#)にアクセスしてください。

中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要について

中小企業金融の実態把握の一環として、平成21年11月に、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所47先を対象に、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等について聴き取り調査を実施したところ、その調査結果の概要は以下のとおりとなりました。

① 中小企業の業況感は、厳しい状況が続いています。

悪化の要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、次いで、「販売価格の下落」が続いています。

区分	D. I. (良いー悪い)		悪化の要因 (回答割合) (単位：%)					
	現状	先行き	① 原油・原材料価格等、仕入原価の上昇	② 販売先との関係による販売価格転嫁の遅れ	③ 需要の低迷による売上げの低迷	④ 競争過多による販売価格の下落	⑤ 株式・為替市場はじめグローバルな市場変動の影響	⑥ 規制の強化・緩和の影響
製造業	▲89 (▲94)	▲83 (▲87)	6.4 (11.1)	10.6 (12.5)	54.6 (56.3)	17.7 (12.5)	9.9 (7.6)	0.7 (0.0)
小売業	▲91 (▲91)	▲87 (▲81)	3.2 (5.2)	7.6 (5.9)	54.1 (52.3)	32.5 (32.0)	1.3 (3.3)	1.3 (1.3)
卸売業	▲94 (▲98)	▲89 (▲89)	4.2 (4.3)	12.5 (8.6)	54.2 (58.3)	26.4 (25.2)	2.8 (3.6)	0.0 (0.0)
建設業	▲100 (▲94)	▲96 (▲91)	4.7 (6.0)	9.3 (8.4)	50.6 (49.4)	31.4 (28.3)	0.0 (1.2)	4.1 (6.6)
サービス業	▲85 (▲87)	▲79 (▲77)	0.8 (3.4)	3.4 (5.1)	64.7 (61.9)	30.3 (28.0)	0.8 (1.7)	0.0 (0.0)
不動産業	▲91 (▲91)	▲91 (▲85)	0.0 (1.7)	1.8 (2.6)	73.4 (69.8)	22.0 (18.1)	0.9 (4.3)	1.8 (3.4)
運輸業	▲91 (▲89)	▲89 (▲87)	11.2 (12.4)	13.8 (10.2)	51.3 (55.5)	22.4 (19.0)	0.0 (1.5)	1.3 (1.5)
平均	▲92 (▲92)	▲88 (▲85)	4.6 (6.5)	8.9 (7.8)	56.5 (56.9)	26.4 (23.5)	2.2 (3.3)	1.4 (2.0)

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪化の要因については、複数回答可としている。

(注3) 表中の括弧書は21年8月時点の調査結果

② 中小企業の資金繰りも、厳しい状況が続いています。

悪化の要因としては、「中小企業の営業要因」の割合が最も大きく、次いで、「金融機関の融資態度・融資条件」が続いています。

区分	D. I. (良い－悪い)		悪化の要因 (回答割合) (単位：%)				
	現状	先行き	① 販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因	② 融資審査等、金融機関の融資態度	③ 融資期間・返済条件等、金融機関の融資条件	④ 改正貸金業法施行の影響等、ノンバンクの融資態度・動向	⑤ セーフティネット貸付・保証等、信用保証協会や政府系金融機関等の対応
製造業	▲74 (▲79)	▲74 (▲79)	81.9 (69.3)	4.8 (16.8)	8.4 (3.0)	0.0 (2.0)	4.8 (8.9)
小売業	▲77 (▲74)	▲79 (▲70)	74.0 (73.1)	8.3 (9.7)	9.4 (6.5)	2.1 (2.2)	6.3 (8.6)
卸売業	▲77 (▲74)	▲77 (▲74)	76.9 (79.3)	7.7 (6.9)	6.6 (3.4)	2.2 (2.3)	6.6 (8.0)
建設業	▲87 (▲79)	▲83 (▲72)	61.5 (60.9)	19.7 (21.7)	12.3 (6.1)	0.0 (1.7)	6.6 (9.6)
サービス業	▲70 (▲66)	▲68 (▲62)	73.2 (79.7)	8.5 (8.1)	12.2 (2.7)	2.4 (0.0)	3.7 (9.5)
不動産業	▲80 (▲72)	▲78 (▲67)	68.6 (62.0)	16.7 (19.4)	7.8 (6.5)	0.0 (1.9)	6.9 (10.2)
運輸業	▲77 (▲79)	▲74 (▲74)	79.3 (80.0)	9.2 (8.2)	6.9 (4.7)	0.0 (0.0)	4.6 (7.1)
平均	▲77 (▲75)	▲76 (▲71)	72.9 (71.0)	11.3 (13.7)	9.2 (4.8)	0.9 (1.5)	5.7 (8.9)

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 － 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪化の要因については、複数回答可としている。

(注3) 表中の括弧書は21年8月時点の調査結果

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要（平成21年12月22日）](#)にアクセスしてください。

「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」 に基づく貸出条件緩和の状況について（平成 21 年 7～9 月期）

金融庁では、金融機関が借り手に対する貸出条件の緩和に柔軟に応じることができるよう、一昨年 11 月 7 日に、各監督指針及び金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]を改定しました（「[中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置](#)」）。

同措置に基づく金融機関による中小企業向け融資の貸出条件緩和の状況を、平成 21 年 9 月 11 日の公表（平成 21 年 4～6 月期）に引き続き、同年 12 月 16 日に公表（平成 21 年 7～9 月期）しました。

今回の調査・集計では、金融機関が中小企業に対して貸出条件の緩和を行った債権は、主要行等、地域銀行及び信用金庫・信用組合全体で、平成 21 年 7～9 月期において 46,402 件（2 兆 1,575 億円）となり、これを措置前の平成 20 年 7～9 月期と比較すると、件数ベースで 61.7%（金額ベースで 77.6%）の増加となっています。

また、貸出条件の緩和を行った債権のうち、経営改善の見込みがあり、不良債権に該当しなかった債権は、平成 21 年 7～9 月期において 18,270 件（1 兆 968 億円）となり、これを平成 20 年 7～9 月期と比較すると、件数ベースで 17.9 倍（金額ベースで 28.3 倍）となっています。

金融機関におかれては、先般「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」が施行されたことも踏まえ、今後とも、中小企業向け融資に関し、適切かつ積極的に金融仲介機能を発揮して頂くことを期待しています。

		中小企業に対して貸出条件緩和を行った債権						左のうち、経営改善の見込みがあり、不良債権にならなかったもの ^(※) (（）内は条件緩和を行った債権に占める割合)				
		20年7～9月期 (措置前)	20年10～12月期	21年1～3月期	21年4～6月期	21年7～9月期	20年7～9月期 (措置前) から の増減	20年7～9月期 (措置前)	20年10～12月期	21年1～3月期	21年4～6月期	21年7～9月期
主要行等	件数	3,220件	3,560件	4,181件	4,842件	6,681件	+3,461件 (+107.5%)	0件 (0.0%)	2,740件 (77.0%)	3,371件 (80.6%)	3,742件 (77.3%)	4,875件 (73.0%)
	金額	2,152億円	2,239億円	3,413億円	3,315億円	4,878億円	+2,726億円 (+126.7%)	0億円 (0.0%)	988億円 (44.1%)	1,872億円 (54.8%)	2,181億円 (65.8%)	3,206億円 (65.7%)
地域銀行	件数	16,184件	17,829件	23,589件	20,888件	26,532件	+10,348件 (+63.9%)	358件 (2.2%)	2,514件 (14.1%)	6,819件 (28.9%)	6,664件 (31.9%)	8,730件 (32.9%)
	金額	7,038億円	7,049億円	10,460億円	9,120億円	11,927億円	+4,889億円 (+69.5%)	92億円 (1.3%)	1,229億円 (17.4%)	4,400億円 (42.1%)	4,291億円 (47.1%)	5,531億円 (46.4%)
信用金庫 信用組合	件数	9,287件	11,446件	12,102件	11,785件	13,189件	+3,902件 (+42.0%)	665件 (7.2%)	2,277件 (19.9%)	4,111件 (34.0%)	3,920件 (33.3%)	4,665件 (35.4%)
	金額	2,956億円	3,992億円	4,649億円	4,499億円	4,770億円	+1,814億円 (+61.4%)	296億円 (10.0%)	920億円 (23.0%)	2,168億円 (46.6%)	1,849億円 (41.1%)	2,231億円 (46.8%)
計	件数	28,691件	32,835件	39,872件	37,515件	46,402件	+17,711件 (+61.7%)	1,023件 (3.6%)	7,531件 (22.9%)	14,301件 (35.9%)	14,326件 (38.2%)	18,270件 (39.4%)
	金額	12,145億円	13,281億円	18,523億円	16,934億円	21,575億円	+9,429億円 (+77.6%)	388億円 (3.2%)	3,136億円 (23.6%)	8,441億円 (45.6%)	8,321億円 (49.1%)	10,968億円 (50.8%)

(注)「主要行等」とは、主要行、新生銀行、あおぞら銀行及びシティバンク銀行を、「地域銀行」とは地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行を指す。

(注)上記計数は、各金融機関における今後の精査により変更されうることに留意が必要。(20年7～9月期、10～12月期、21年1～3月および4～6月期の計数は、前回公表後の各金融機関の精査を踏まえ更新している。)

(※)各期に中小企業に対して貸出条件の緩和を行った債権のうち、その期に、経営改善の見込みがあるものとして不良債権にならなかったものを計上したが、その期以降に不良債権でなくなったもの(例えば21年1～3月期に貸出条件の緩和を行い、21年4～6月期に経営改善の見込みがあるものとして、不良債権でなくなったもの)は含まれていない。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置](#)」に基づく貸出条件緩和の状況について（平成 21 年 7～9 月期）（平成 21 年 12 月 16 日）にアクセスしてください。

【特集】

第6回国際コンファレンスの開催について —世界同時金融危機下のアジア金融セクターの視点— (平成22年1月21日 開催)

金融庁金融研究研修センター（以下センター）では、金融を巡る実践的なテーマについて産学官の国際コンファレンスを年1回程度開催しています。今回は、「世界同時金融危機下のアジア金融セクターの視点」をテーマとして、国際通貨基金、アジア開発銀行研究所及び慶應義塾大学グローバルCOEとの共催により、1月21日（木）に開催しました。国内外の研究者、政府・中央銀行関係者、金融機関、在京各国大使館関係者など、約230名の参加がありました。

本コンファレンスでは、今般の金融危機がアジア各国の銀行に与えた影響の検証を行い、その上で、金融の安定性の確保と景気回復を両立させる望ましい規制・監督のあり方についてディスカッション等を行いました。

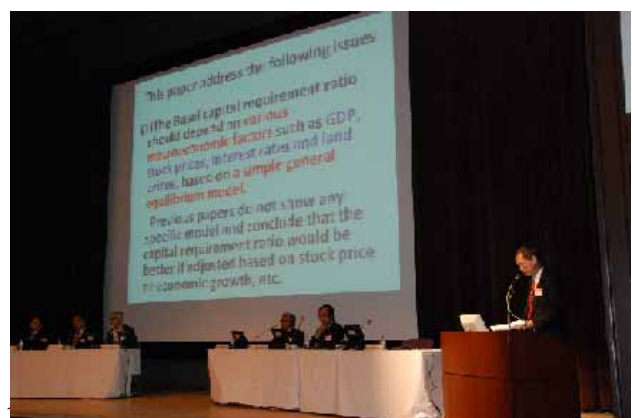


○ 世界同時金融危機のアジア金融セクターへの影響（セッションⅠ）

セッションⅠでは、岡野進氏（株式会社大和総研執行役員兼常務理事）から、サブプライム問題による直接的な金融機関への影響は、日本を含むアジア諸国では欧米とは比較にならないほど小さかったとの報告がなされました。さらに、アジア主要金融市場でドル不足が生じたものの、大きな混乱が生じなかったのは、1997年のアジア通貨危機の教訓が活かされているとの分析がなされました。また、金融危機の間接的な影響については、耐久消費財の落込みによる実体経済に対してはあったものの、それが日本の金融システムに与える影響は大きくなく、日本の製造業は輸出減少に苦しんでいるが、バブル崩壊後に比べればインパクトは小さかったとの報告がありました。この報告に対するコメントでは、金融危機の影響が小さかった背景として以下の4点が指摘されました。①アジアの金融機関によるサブプライム関連商品への投資が低かったこと、②アジアの銀行は比較的健康性が高いこと、③預金保険制度を含むセーフティ・ネットが整備されていること、及び④健全なマクロ経済政策運営がなされていたこと。

○ 金融危機後の課題：銀行監督規制のあり方（セッションⅠ）

セッションⅠの後半では、白川俊介 総務企画局総務課国際室長から、バーゼル銀行監督委員会が、2009年12月に公表した市中協議文書についての報告がなされました。改革案の主要要素は、以下のとおりです。①自己資本の質の強化、②リスク捕捉の強化、③レバレッジ比率規制（補完的指標）の導入、④プロシクリシティ（景気変動増幅効果）の抑制、⑤流動性規制の導入。今後のスケジュールについては、市中協議及び定量的影響度調査の結果を踏まえ、2010年末までに国際



的に合意されたルールが策定される予定となっているとの報告がなされました。この報告に対し、バーゼル銀行監督委員会を含め、現在行われている金融規制改革は、先進国主導であり、今後は途上国の視点も踏まえて改革を進める必要があるとのコメントがありました。さらに、吉野直行 金融研究研修センター長(慶應義塾大学経済学部教授)・平野智裕 センター研究官から、センターでの研究成果として、貸出市場、株式市場、土地市場、財市場、貨幣市場を含む一般均衡モデルを用いて、貸出の安定を図る上でどのような自己資本比率規制が望ましいのかを分析した結果、株価・地価・GDP・金利などのマクロ変数に自己資本比率規制を連動させることが望ましいことが示されたとの報告がありました。同研究成果からは、国毎に経済構造も銀行行動も異なるため、全ての国に同じ自己資本比率(たとえば8%)を適用するのではなく、各々の経済モデルに基づいて導き出されることが望ましいことも示されたとの報告がありました。

○ マクロ・プルーデンスと規制の範囲について(セッションII)

セッションIIでは、エルベ・フェラニ氏(国際通貨基金金融資本市場局次長)より、金融危機以前は、個別の金融機関の健全性を確保すれば、金融システム全体の安定性も確保されとの考え方に基づき金融規制が行われていたが、今般の金融危機により、個別金融機関が健全であっても、必ずしも金融システムの安定には繋がらないことが明らかになったとし、金融システム全体の安定をみるマクロ・プルーデンス規制が必要であるとの認識が広まったとの説明がなされました。その後の議論では、マクロ・プルーデンス規制の目的は、金融システム全体においてリスクが蓄積された“システムミック・リスク”を緩和させることであり、規制の範囲を広げることで、システムミック・リスクを防ぐことができるとの報告等がありました。また、規制の対象となる機関については、種類ではなく機能に着目して規制をかけていくべきとの指摘等がなされました。さらに、金融危機を受けて、国際的には規制の範囲を広げる方向で議論が進んでいるが、規制の拡大により実効的な監督が損なわれないよう配慮しなければならないとのコメントがありました。

○ アジアの金融セクター改革：安定化のための効果的な金融仲介の確保(セッションIII)

セッションIIIでは、ハンク・リム氏(シンガポール国際問題研究所研究部長)から、今般の金融危機は、アジアの中小企業に深刻な打撃を与えたとの報告がありました。アジア各国の政府は、これに対応して、融資保証、中小企業向け融資の目標設定等、様々なサポートを行っているが、中でもシンガポール政府では、優良な企業が資金を調達できるようにする“特別リスク・シェアリング”(SRI:銀行貸出促進スキーム)を導入しており、多くの中小企業がこのスキームの恩恵を受けているとの報告がありました。また、これに対し、韓国に関する報告があり、韓国では、中小企業のほとんどが輸出関連企業であったため、為替の変動が資金調達に及ぼす影響が大きく、中小企業の多くが為替の変動をカバーする目的でデリバティブを多用していたことから、今般の金融危機の影響を大きく受けてしまうという結果になったとの報告がありました。この教訓として、各国の中小企業の特徴に応じた金融行政を行うことが重要であるとの指摘がなされました。

また、シンヨン・パーク氏(アジア開発銀行地域統合室プリンシパル・エコノミスト)から、アジアの金融システムは今般の金融危機の影響が限定的であったため、被った打撃は比較的少なかったものの、脆弱性が残っており、アジアは地域における金融改革をグローバルな改革と協調させながら、金融システムを発展させていく必要があるとの報告がありました。そのためには、チェンマイ・イニシアティブ、アジア債券市場育成イニシアティブ等のこれまでの取組みを一層強化するほか、アジア域内の金融安定化のための政策対話の場を設立するなど、更に密接に協力していく必要があるとの指摘がありました。

○ パネル・ディスカッション(セッションIV)

セッションIVでは、冒頭にて吉野直行 金融研究研修センター長がこれまでのセッションについて総括した上で、パネル・ディスカッションが行われました。主な報告・議論は以下のとおりです。

ピエトロ・ジネフラ氏(イタリア中央銀行アジア地域代表)から、今般の金融危機を受けた欧州の対応について報告があり、例えばEUの金融システムのマクロ・プルーデンス規制を行う、“欧州システムミックリスク理事会”の創設が決定されたこと等が報告されました。

また、ヨンシアン・ブ氏(中国人民銀行研究所金融リスク局長)から、今般の金融危機の中国の銀行への影響については限定的であったが、中国の金融システムは脆弱であり、金融・資本市場の改革も遅れているとの報告がありました。今後中国は、マクロ・プルーデンス規制に関する国際的な動向を見つつ、預金保険制度の創設等に取り組んでいく必要があるとの報告がなされました。

また、エルベ・フェラニ氏(国際通貨基金金融資本市場局次長)から、経済がグローバル化している中、

グローバルなレギュレーターが存在していないことから、規制が分断されることがないよう、グローバルなアプローチで規制を考えていく必要があるとの指摘がありました。これに対し、河合正弘氏（アジア開発銀行研究所所長）からは、アジアにおいては、金融システムの発展度合いが異なり、規制や法律面の違いなどがあるため、欧米と同じ規制を各国にそのまま適用するのは難しいとの指摘がなされました。グローバルな規制については、アジア地域等の視点を十分組み込むべきであるとして、本コンファレンスは締めくくられました。

※ 本コンファレンスのプログラムについては、金融庁金融研究研修センターウェブサイトの[「国際コンファレンス「世界同時金融危機下のアジア金融セクターの視点」の開催について」](#)にアクセスしてください。なお、資料及び結果概要については、近日掲載する予定です。

【法令解説等】

平成 21 年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等及び 平成 21 年金融商品取引法等の一部改正等に係る企業内容等の開示制度における内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果について

1. はじめに

信頼と活力ある金融・資本市場の構築のために必要な制度整備を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 58 号）が、平成 21 年 6 月 17 日に成立し、6 月 24 日に公布されました。これを受け、改正法の施行に必要な「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が平成 21 年 12 月 22 日（火）に閣議決定され、平成 21 年 12 月 28 日（月）に公布されました。

また、改正法の施行日については、原則、「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 58 号）の公布の日（平成 21 年 6 月 24 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 22 年 4 月 1 日（木）とされました（当該施行日を定める政令も平成 21 年 12 月 22 日（火）に閣議決定されており、平成 21 年 12 月 28 日（月）に公布されました。）。

改正法に係る政令・内閣府令等についても、原則、平成 22 年 4 月 1 日（木）から施行されます。

ただし、

- ・ 信用格付業者に対する公的規制の導入のうち無登録業者による格付を利用した勧誘の制限に係る規定及び金融 ADR 制度の創設のうち金融機関による指定紛争解決機関の利用に係る規定については、平成 22 年 10 月 1 日、
- ・ 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに関する規定のうち取引所の相互乗入れ自体に関する規定については、原則となる施行日（平成 22 年 4 月 1 日）と改正商品取引所法の当該規定に係る施行日（平成 22 年 7 月 1 日）のいずれか遅い日（平成 22 年 7 月 1 日）、
- ・ 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに関する規定のうち清算機関の相互乗入れのための規定については、改正商品取引所法の施行日である、改正商品取引所法の公布の日（平成 21 年 7 月 10 日）から 1 年半以内（平成 23 年 1 月 9 日まで）

に施行することとなっています。

今般整備した政令・内閣府令に係る主な改正は以下のとおりです。

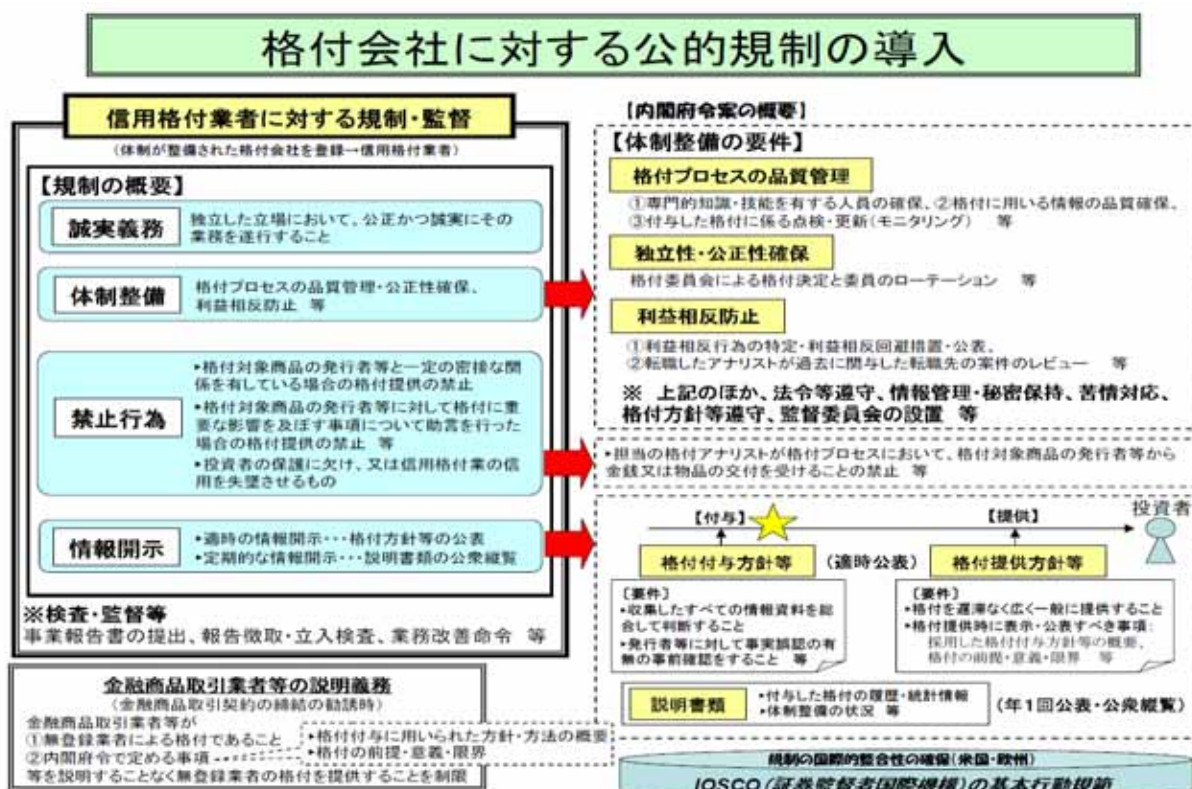
2. 信用格付業者に対する規制の導入

改正法では、信用格付業を公正かつ的確に遂行するための体制が整備された格付会社について、内閣総理大臣の登録を受けることができるとの登録制の下、登録を受けた格付会社（信用格付業者）に対する規制・監督の枠組みを整備しています。

今般整備した政令・内閣府令では、

- ① 信用格付業者による体制整備の要件として、

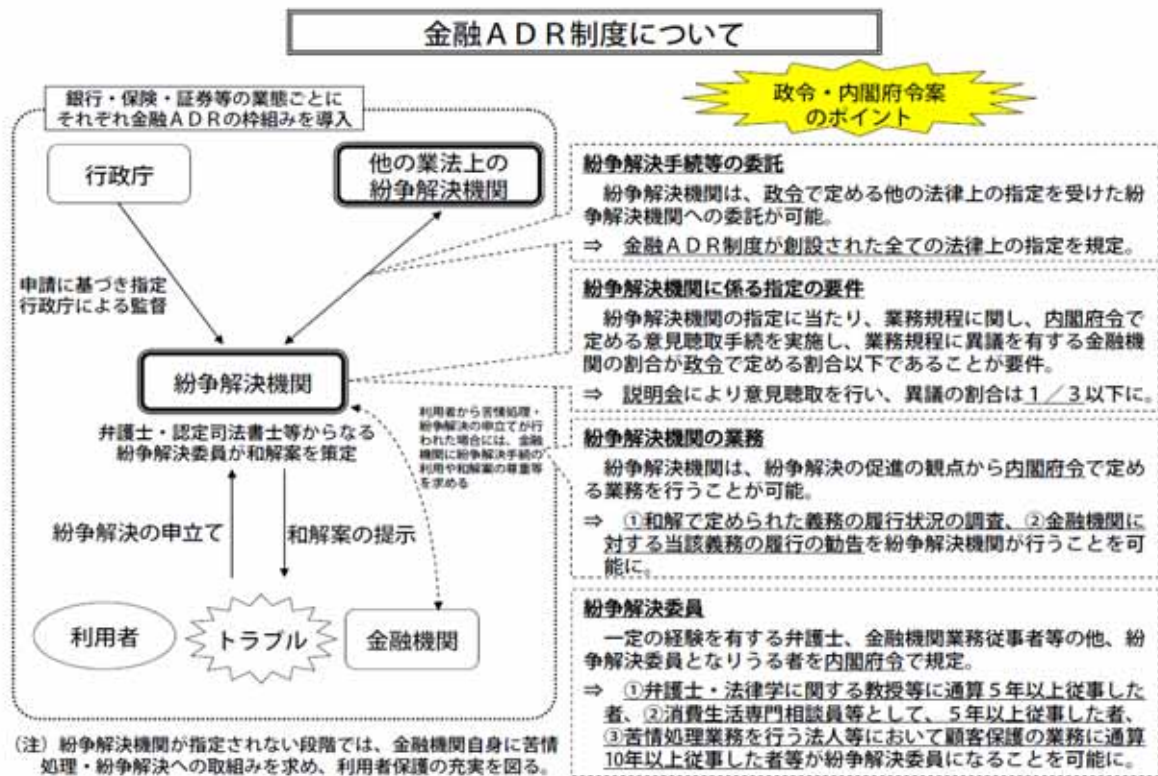
- ・ 格付プロセスの品質管理、独立性・公正性の確保（専門的知識・技能を有する人員の確保、格付委員会による格付決定と委員のローテーション等）
 - ・ 利益相反防止、法令等遵守、苦情対応、監督委員会の設置等を規定する
- ② 信用格付業者の禁止行為の細目として、担当の格付アナリストが格付対象商品の発行者等から金銭・物品を受けることの禁止等を規定する
- ③ 情報開示の対象となる格付方針等の要件・説明書類の記載事項を規定する
- ④ 無登録業者の格付を提供する際の金融商品取引業者等の説明義務として、
- ・ 格付付与に用いられた方針・方法の概要
 - ・ 格付の前提・意義・限界
- 等を規定する
- 等の措置を講じています。



3. 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設

改正法では、金融商品・サービスに係るトラブルについて、裁判外の簡易・迅速な解決手段を提供する金融ADRの法的枠組みを新たに整備しています。具体的には、苦情処理・紛争解決を行う法人・団体（紛争解決機関）を主務大臣が指定し、紛争解決の中立性・公正性を確保しつつ、金融商品取引業者等に対し手続応諾や結果尊重等の義務を課し、紛争解決の実効性を確保することとしています。

今般整備した政令・内閣府令では、紛争解決機関の指定に当たり、説明会により業務規程に係る意見聴取を実施し、業務規程に異議を有する金融機関の割合が1/3以下であることを要件として規定する等の措置を講じています。



4. 特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続きの見直し

改正法では、プロとアマの移行手続について、

- ① プロからアマへの移行の効果は、顧客の申出があるまで有効にすることとする
- ② アマからプロへの移行については、引き続き1年とするが、それ以前でも申出によりアマに戻ることを可能にする

等の措置を行っています。

今般整備した政令・内閣府令では、顧客の意思確認を適切なタイミングで行う必要があることから、アマからプロへ移行した者が、プロの更新を申し出ることができる期間を期限日の1か月前以降にする等の措置を講じています。

特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続きの見直し

特定投資家		一般投資家	
①一般投資家へ移行不可	②一般投資家へ移行可能	③特定投資家へ移行可能	④特定投資家へ移行不可
・ 適格機関投資家 ○ 金融機関(銀行、証券会社等) ○ 法人(有価証券残高10億円以上で、届出を行ったもの) ・ 国 ・ 日本銀行	・ 地方公共団体 ・ 政府系機関 ・ 上場会社 ・ 資本金5億円以上と見込まれる株式会社など	・ ①、②以外の法人 ・ 一定要件を満たす個人 ○ 金融商品取引業者と1年以上の取引経験があり、純資産額3億円以上・投資性のある金融資産3億円以上と見込まれる個人	・ ③以外の個人

特定投資家
一般投資家

【現行】移行の効果は1年のみ

↓
【見直し後】

- ・ プロからアマへの移行については、顧客の申出があるまで有効に
- ・ アマからプロへの移行については、引き続き1年とするが、それ以前でも申出によりアマに戻ることを可能に。

内閣府令案のポイント

- ・ 顧客の意思確認を適切なタイミングで行う必要があることから、アマからプロへ移行した者が、プロの更新を申し出ることができる期間を期限日の1か月前以降に。
- ・ アマからプロへの移行の際の同意書面の記載事項に、「いつでもアマに戻れる」旨を規定。

5. 有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入

改正法では、個人顧客を相手とする証券C F D取引等の増加を踏まえ、有価証券店頭デリバティブについて、金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、顧客からの証拠金に係る分別管理義務の対象としています。

今般整備した政令・内閣府令では、分別管理義務の対象外となる取引として、第一種金融商品取引業者・登録金融機関（銀行等）・適格機関投資家（有価証券残高10億円以上の法人等）・資本金10億円以上の株式会社等を相手方とする取引を規定する等の措置を講じています。また、これに関連して、個人を相手方とする有価証券店頭デリバティブ取引について、証拠金規制を導入しています。

有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入

- 従来、有価証券店頭デリバティブ取引については、主として金融機関の間で行われる取引であったこと等を踏まえ、顧客の証拠金に係る分別管理義務が課されていない。
 - 最近、有価証券店頭デリバティブ取引の中には、証券CFD取引（差金決済取引）等、個人の顧客を相手とする取引も見られるように。
（注）証券CFD取引（Contract for Difference）とは、少額の証拠金の預託を受け、有価証券や有価証券指数を対象資産として、差金決済により行う取引。
- ⇒ 金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、分別管理義務の対象に。（平成21年改正金融商品取引法）

		有価証券取引（現物）	有価証券関連デリバティブ取引
分別管理義務	取引所	○	○
	店頭	○	× → ○ 原則

政令・内閣府令案のポイント

- 分別管理義務の対象外となる取引として、第一種金融商品取引業者・登録金融機関（銀行等）・適格機関投資家（有価証券残高10億円以上の法人等）・資本金10億円以上の株式会社等を相手方とする取引を規定。
- 外国市場デリバティブ取引について、分別管理義務の対象に。

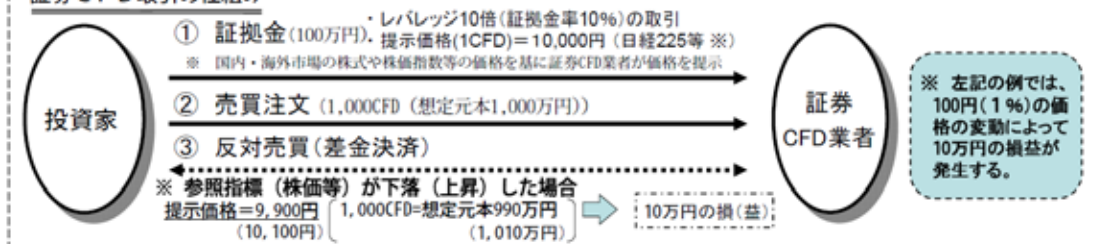
有価証券店頭デリバティブ取引への証拠金規制の導入

【関連】

◆ 有価証券店頭デリバティブ取引の現状

- 最近、少額の証拠金の預託を受け、有価証券や有価証券指数を対象資産（参照指標）として、差金決済により取引を行うF X取引に類似した証券C F D取引と呼ばれる有価証券店頭デリバティブ取引が個人投資家の間で増加。

証券C F D取引の仕組み



◆ 証拠金規制の必要性

- 顧客保護（顧客が不測の損害を被るおそれ）
- 業者のリスク管理（顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ）
- 過当投機



内閣府令案のポイント

施行日は、準備期間を勘案し、内閣府令の公布日から概ね1年後。

- 個人を相手方とする有価証券店頭デリバティブ取引について、1日の対象資産の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本とし、各対象資産ごとに下記の証拠金（対想定元本）の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止。

- 個別株 20%以上（＝レバレッジ5倍以下）
- 株価指数 10%以上（＝ " 10倍以下）
- 債券 2%以上（＝ " 50倍以下）

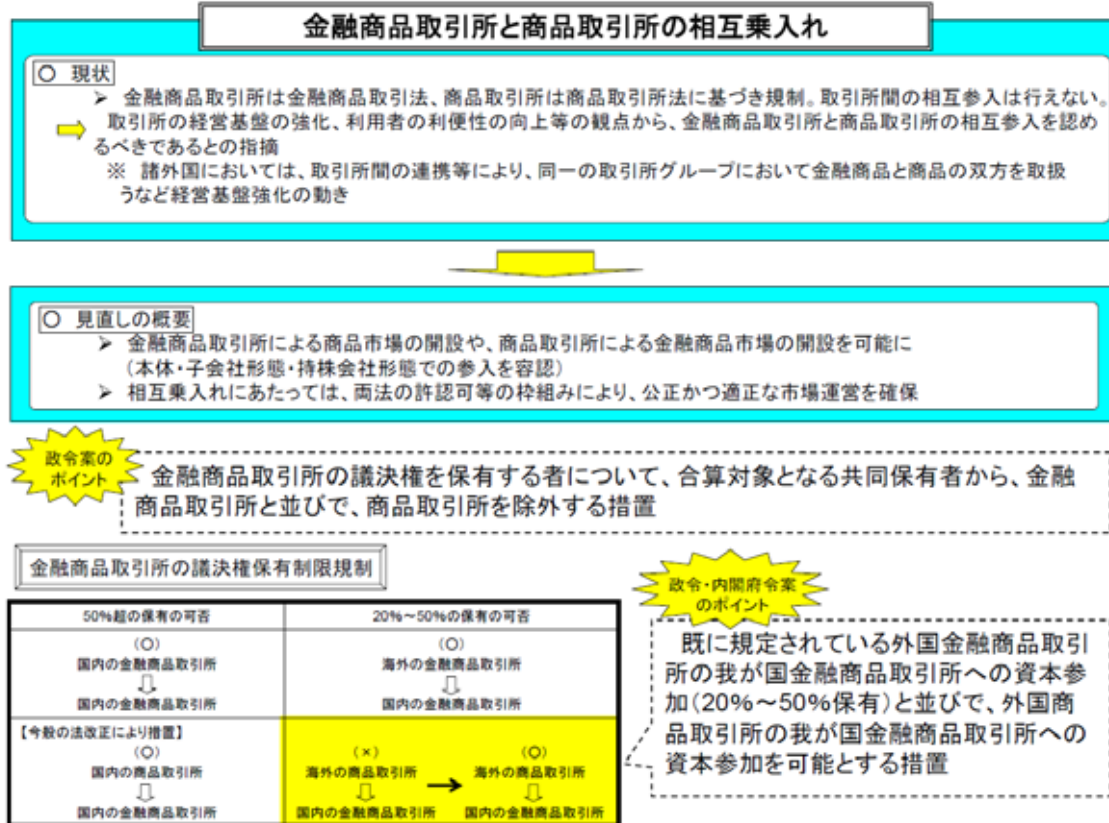
（注）F X取引は4%以上（＝レバレッジ25倍以下）

※ 日本証券業協会が、証券C F D取引について、ロスカットルールの義務付けや再勧誘の禁止を、自主規制において手当てする方向。
 デリバティブ取引に係る勧誘規制のあり方については、当局として、取引の実態や国際的なデリバティブに係る規制動向等を踏まえて、今後検討。

6. 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

改正法では、公正で利便性の高い市場基盤を整備するため、金融商品取引所による商品市場の開設や、商品取引所による金融商品市場の開設を可能とするための枠組みを整備しています。

今般整備した政令・内閣府令では、金融商品取引所の議決権保有の制限について、金融商品取引所又は商品取引所が株主となる場合の扱いを同等とする規定を整備する等の措置を講じています。



7. 開示規制の見直し

改正法では、「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しを行う観点から、「有価証券の売出し」の定義から、「均一の条件」を削除するとともに、既発行有価証券の売付け勧誘等について、販売形態（プライマリー的な販売勧誘かセカンダリー的な販売勧誘）、有価証券の性質（主要国の国債等、主要海外取引所の上場有価証券、その他の有価証券）及び投資者の属性（適格機関投資家のみ、少数人又は多数の一般投資者等）に応じ、法定開示、簡易な情報提供、開示免除とする開示規制を整備しています。また、社債等の発行登録制度を見直し、発行登録書の記載事項として、「発行予定額」に代えて「発行残高の上限」の記載を容認することとしました。

今般整備した政令・内閣府令では、「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しとして、

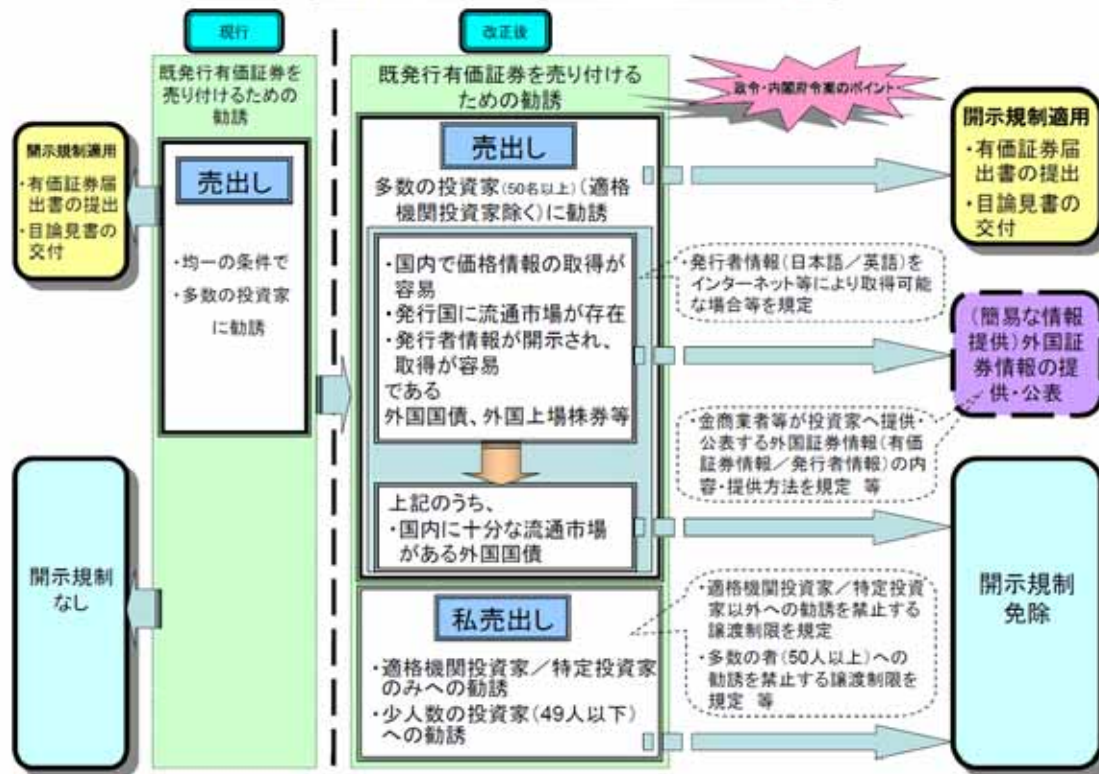
- 通常法定開示が不要となる外国証券売出し（対象は、外国国債、外国上場株券等）の要件として、インターネット等により容易に価格・発行者情報が取得できること等を規定する
- その際、提供・公表される外国証券情報の提供につき、その内容（発行者情報等）・提供方法（インターネット等）を規定する

等の措置を講じています。

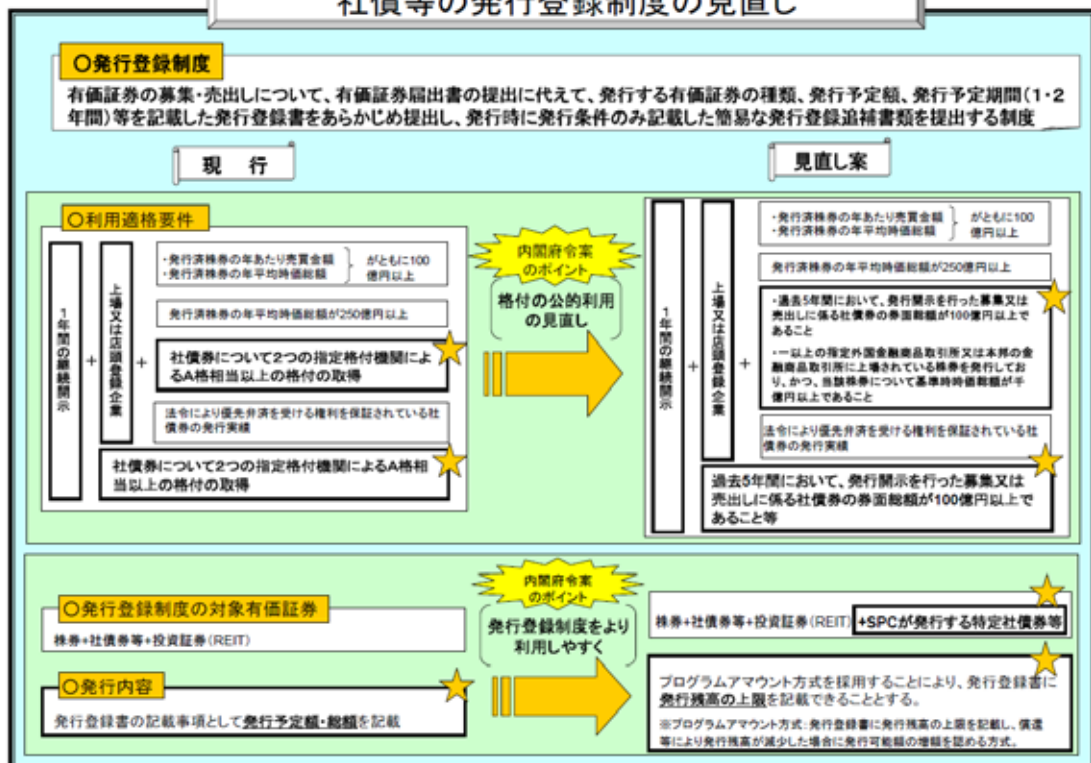
さらに、目論見書制度の見直しとして、

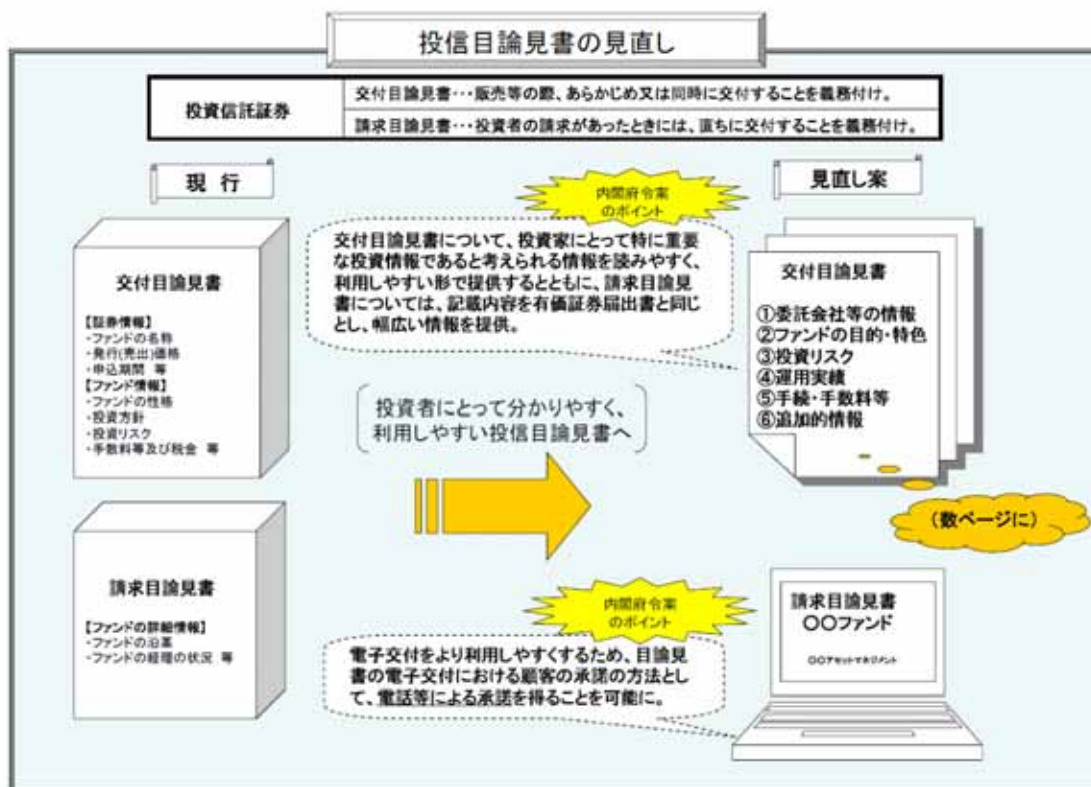
- 投資信託受益証券の交付目論見書について、交付目論見書の記載内容を極めて重要な投資情報に限定し、大幅に簡素化することにより、投資家にとって読みやすく、利用しやすいものとする
- すべての有価証券に係る目論見書について、目論見書を電子交付により交付することについての投資者の同意を得る方法として、書面及び電磁的方法に電話その他の方法を追加する等の措置を講じています。

「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し



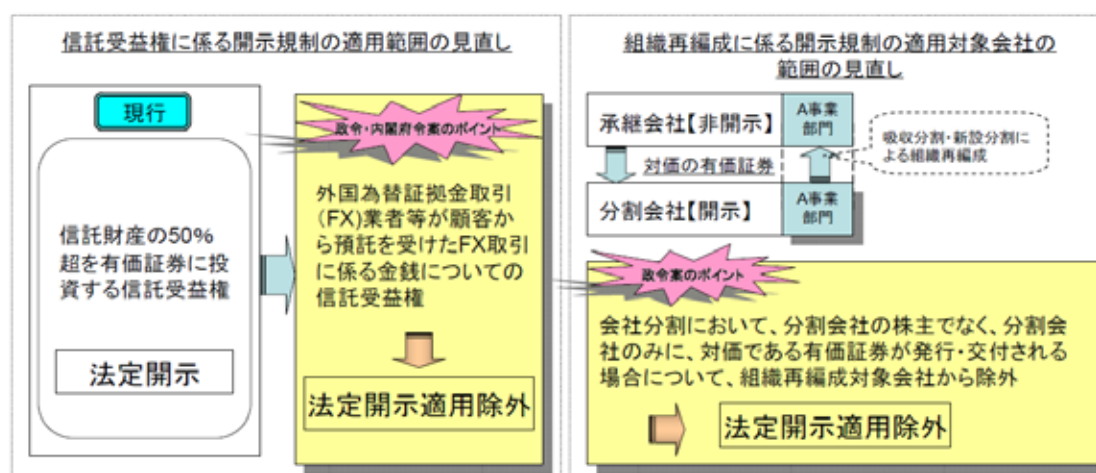
社債等の発行登録制度の見直し





その他政令事項(開示関係)

【関連】



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[平成21年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について（平成21年12月22日）](#)及び[平成21年金融商品取引法等の一部改正等に係る企業内容等の開示制度における内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果について（平成21年12月28日）](#)にアクセスしてください。

【お知らせ】

○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！ ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

平成 19 年 9 月 30 日に[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました（プロ向け業務（＝適格機関投資家等特例業務）を行う者であれば届出義務）。

具体的には、

1. 他者からお金を集め（出資を募り）
2. 何らかの事業や投資を行い
3. その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、財務局への登録又は届出が義務付けられました。

[登録業者及び届出業者については、金融庁ウェブサイトで確認ができます。](#)

無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

- ・ 公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならない。また、利益の見込みについても、著しく事実と相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。
- ・ 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
- ・ 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
- ・ 損失補てんをしてはならない。

たとえ登録を受けている業者であっても、信頼できるとの確信が持てない場合は、慎重な対応をお勧めします。

なお、届出業者については、金融庁に届出を行えば業務を行うことが可能であり、届出の際に金融庁が審査等を行っているわけではございません。届出があることをもって信頼性が確保できるものではございませんので、取引を行う際は十分ご注意ください。

○ 皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けており、平成 20 事務年度には、6,412 件と多数の情報をお寄せいただきました。

<個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
- ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
- ・ 風説の流布（ネット掲示板の書込みやメールマガジンによるデマ情報など）
- ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
- ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
- ・ 上場会社の内部統制の問題

・・・ など



一般からの情報提供を求めるポスター

＜金融商品取引業者等に関する情報＞

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
- ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）
・・・ など

＜その他の情報＞

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報
・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。

◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直 通：03-3581-9909

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

○ 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！～未公開株に関するご注意～

金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者が、

- 「未公開株の被害調査を行っている。」「今お持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買増し勧誘などを行う、
- 「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、手数料や報酬を要求する、

などといった情報が多数寄せられています。

（注）証券取引等監視委員会を連想させるような名称の例

- ・証券監視委員会 ・NPO法人 証券等監視委員会 ・証券取引監査委員会
- ・証券取引監視協会 など

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話により未公開株の上場時期などについて言及したり、未公開株の買取り交渉を行ったりすること、また、これらの行為を外部に委託したりすることは一切ありませんので、上記のような不審な連絡等については十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、[金融庁金融サービス利用者相談室](#)又は[証券取引等監視委員会の情報受付窓口](#)まで情報をご提供いただくとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

◆ **金融庁金融サービス利用者相談室**

電話（ナビダイヤル）：０５７０－０１６８１１

※（ＩＰ電話・PHSからは）０３－５２５１－６８１１

FAX：０３－３５０６－６６９９

◆ **証券取引等監視委員会情報受付窓口**

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

直 通：０３－３５８１－９９０９ FAX：０３－５２５１－２１３６

代 表：０３－３５０６－６０００ （内線３０９１、３０９３）

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q1： 先週末（注：米国時間1月21日）、突如として発表されたオバマ大統領の金融規制について日本の銀行が受ける影響について、改めてご見解を賜りたいと思います。

A1. それは、オバマ大統領は、そういう処置をとれば、一時的には株価等にも影響するという事を分かっておられてやられたわけですが、やはり、金融がきちんと正常に機能していくためには、やはり政府としての、そういう、ちゃんとした指導的な役割を果たさなければいけないという、過去の苦い経験を踏まえておやりになったことですからね。私は、すばらしいリーダーシップを発揮されたと思いますね。

Q2： 他方、日本の三菱（東京UFJ銀行）なんかも、モルガンスタンレーに出資していたとか、向こうの投資銀行の経営に影響を与えれば、翻って日本の金融機関への影響はあると思うのですが、その大きさについてはどういうふうに…。

A2. そんなこと分かるわけがないではないですか。頭取に聞けばいいですよ。そんな細かいことまで分からないですよ。それは、影響がないということはないでしょう。しかし、それは、もっとでかい悪影響が将来起きることがないように…。オバマ大統領がやられたことが、将来、三菱東京（UFJ銀行）等に対してプラスの効果があるかもしれませんよね。今は良かったって、将来バブル化してしまって、サブプライム・ローンの破裂のように大変な被害を受けた（場合）、そのほうが大変なですよ。

だから、アメリカが、そういう意味で、この世界経済に対して責任を持つという視点からも、私は、オバマ大統領がアメリカの金融資本に対しての、一つの自制といったらおかしいけれども、節度ある活動を求めたということは当然ではないのですか。

Q3： それに絡んでですけども、日本はそれに同調するお考えというのはあるのでしょうか。

A3. 「同調する」と言ったって、金融庁は、今も、金融機関が社会的責任を果たして、ノーマルな、あるべき金融業務を果たしていくように、一生懸命、指導・監督もしているわけですから。金融庁は非常に頑張っていますよ。ただ、監督・検査の理念というのが、がらっと変わったわけですけども…、「変わった」と言うか、変えてしまったのですけども、新しい理念に基づいて、きちんとやってくれていると思いますよ。

Q4： 直接的に、オバマ（大統領）さんに呼応して、何らかの、同様の規制を日本に導入するという考えは、今のところ、具体的にはお持ちではないということでしょうか。

A4. 「呼応して」とか何とかいうような…、立派なことをおやりになる場合は、それに対して敬意も表するし、参考にする場合もあるけれども、それで、では何をやるかというような、私は、そういう短絡的な男ではありません。

【平成 22 年 1 月 29 日（金）閣議後記者会見】

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセス FSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を 1 日 1 回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を 1 日 1 回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、**「新着情報メール配信サービス」**に、英語版の登録は **「Subscribing to E-mail Information Service」** にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの **「新着情報メール配信サービス」**に、英語版の登録は **「Subscribing to E-mail Information Service」** にアクセスしてください。

○ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの **「新着情報メール配信サービス」**に、英語版の登録は **「Subscribing to E-mail Information Service」** にアクセスしてください。



【1・2月の主な報道発表】

1月6日	アクセス	「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」事務局会議の開催について（平成22年1月7日、14日）
7日	アクセス	韓国外換銀行在日支店に対する行政処分について
8日	アクセス	「資金決済に関する法律施行令第五条第二項の規定に基づき、金融庁長官が告示をもって定める法律を定める件（案）」等の公表について
	アクセス	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催について
	アクセス	コメルツ銀行東京支店に対する行政処分について
12日	アクセス	主要行等の平成21年9月期決算の概要
	アクセス	「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」の一部改正案の公表について
13日	アクセス	株式会社日立製作所社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
15日	アクセス	味の素株式会社社員による内部者取引に係る金融商品取引法違反審判事件の第4回審判期日開催について
	アクセス	株式会社ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載に係る金融商品取引法違反審判事件の第5回審判期日開催について
	アクセス	株式会社エル・エヌ・シーに対する行政処分について
	アクセス	「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件」の一部改正（案）の公表について
19日	アクセス	「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」事務局会議の開催について（平成22年1月21日）
	アクセス	認定投資者保護団体の認定について
20日	アクセス	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）の公表について
	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について
21日	アクセス	株式会社アリサカ社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（1）
	アクセス	株式会社アリサカ社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（2）
	アクセス	株式会社ベルーナ社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	株式会社ベルーナの業務委託契約の契約締結先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	「金融経済教育に関するシンポジウム ～生活設計とマネープランを考え、金融商品の理解を深める～」の開催について
	アクセス	金融・資本市場に係る制度整備について
22日	アクセス	「受益証券発行信託の受益権の振替制度の導入に伴う関係政令・府省令の一部改正案」に関する意見募集の結果について
	アクセス	「行政処分事例集」の更新について
	アクセス	空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長について
25日	アクセス	2010年版EDINETタクソノミ（案）の公表について
26日	アクセス	「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」事務局会議の開催について（平成22年1月28日）
	アクセス	アール・ビー・エス証券会社東京支店に対する行政処分について
	アクセス	「バーゼル銀行監督委員会による報酬原則及びその実施基準に係る評価手法に関する報告書の公表について」を更新しました。
27日	アクセス	「諸外国の金融所得課税（公社債を中心に）に関する調査研究」報告書の公表について

	アクセス	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(別冊)信用格付業者向けの監督指針(案)」の公表について
29 日	アクセス	空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長に関する内閣府令・告示の公布について
	アクセス	地域銀行 6 行の経営強化計画の履行状況について
	アクセス	山梨県民信用組合の経営強化計画及び全国信用協同組合連合会の経営強化指導計画の履行状況について
	アクセス	株式会社紀陽ホールディングス及び株式会社紀陽銀行並びに株式会社豊和銀行の経営強化計画の履行状況について
	アクセス	金融検査評価結果の分布状況について
	アクセス	「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問 (FAQ)」の追加について
	アクセス	預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について
	アクセス	「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等(期間:平成 21 年 10 月 1 日~12 月 31 日)
	アクセス	貸金業関係統計資料集の更新について
2 月 1 日	アクセス	アイフォレックス株式会社に対する行政処分について
	アクセス	株式会社ベルーナ社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	株式会社 R S T に対する行政処分について
2 日	アクセス	偽造した関東財務局の印章を用いた文書による詐欺的行為にご注意ください!
	アクセス	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催について(大阪)
	アクセス	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催について(広島)
3 日	アクセス	「バーゼルⅡ第 1 の柱に関する告示の一部を改正する告示(案)」の公表について
	アクセス	「第 3 回公認会計士制度に関する懇談会」の開催について
	アクセス	「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」事務局会議の開催について(平成 22 年 2 月 4 日)
5 日	アクセス	平成 21 年 9 月期における金融再生法開示債権の状況等(ポイント)
8 日	アクセス	株式会社 Art Investment Bank に対する行政処分について
10 日	アクセス	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について
	アクセス	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について
	アクセス	「資産の流動化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について
12 日	アクセス	「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令別紙様式」及び「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」に係る Q & A の公表について「企業内容等の開示に関する内閣府令(案)」等の公表について
	アクセス	株式会社ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載に係る金融商品取引法違反審判事件の第 6 回審判期日開催について
	アクセス	「企業内容等の開示に関する内閣府令(案)」等の公表について
	アクセス	株式会社 S B I 証券に対する行政処分について
15 日	アクセス	「株券等の公開買付けに関する Q & A」の追加(案)の公表について
16 日	アクセス	貸金制度に関するプロジェクトチーム事務局会議「中間論点整理」の公表について
	アクセス	「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」事務局会議の開催について(平成 22 年 2 月 18 日)
	アクセス	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催について
17 日	アクセス	金融検査マニュアル等の一部改定(案)の公表について
22 日	アクセス	「社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令案」に関する意見募集の結果等について

23 日	アクセス	資金決済に関する法律の施行に伴う政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	銀行の合併について(1)
	アクセス	銀行の合併について(2)
	アクセス	株式会社SBRに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	株式会社タウンニュース社社員による相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	「株券等の大量保有報告に関するQ&A」(案)の公表について
24 日	アクセス	アリコジャパンに対する行政処分について
26 日	アクセス	企業内容等の開示に関する内閣府令(案)等の公表について
	アクセス	「信用協同組合の出資の総額が二千万円以上であることを要する市を指定する件」等の一部を改正する件について
	アクセス	「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果について
	アクセス	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について
	アクセス	貸金業関係統計資料集の更新について
	アクセス	「株式会社モーゲージ・サポートに対する行政処分について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、 [アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。